

平成 2 5 年 2 月 1 8 日

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成 2 5 年第 1 回定例会会議録

東葛中部地区総合開発事務組合議会

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成25年第1回定例会会議録

目 次

開 会	2
会 期 の 決 定	5
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	5
議 案 第 1 号	5
議 案 第 2 号	6
議 案 第 3 号	7
議 案 第 4 号	8
議 案 第 5 号	8
議 案 第 6 号	9
議 案 第 7 号	10
議 案 第 8 号	11
議 案 第 9 号	12
一 般 報 告	15
一 般 質 問	15
閉 会	15
署 名	16

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成25年第1回定例会会議録

平成25年2月18日(月)午後1時29分開議

議事日程

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 議案第1号 専決処分について(東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 4 議案第2号 東葛中部地区総合開発事務組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第3号 東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第4号 東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第5号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第6号 専決処分について(千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について)
- 日程第 9 議案第7号 「特定事業に係る契約の締結について」の一部変更について
- 日程第10 議案第8号 専決処分について(平成24年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正予算(第2号)について)
- 日程第11 議案第9号 平成25年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算について
- 日程第12 一般報告
- 日程第13 一般質問

出席議員(6名)

1番 石原重雄君 2番 坂巻忠志君

3 番 関 口 隆 明 君 4 番 山 内 弘 一 君
5 番 星 野 順 一 郎 君 6 番 川 村 義 雄 君

欠席議員
な し

説明のため議場へ出席した者

管 理 者	秋 山 浩 保 君	副 管 理 者	井 崎 義 治 君
代 表 監 査 委 員	菅 生 泰 久 君	会 計 管 理 者	飯 村 俊 彦 君
事 務 局 長	池 上 昌 弘 君	主 管 者	飯 田 晃 一 君
主 管 者	山 田 聡 君	主 管 者	大 畑 照 幸 君
総 務 課 長	神 野 宏 美 君	総 務 課 副 参 事	染 谷 誠 君
園 長	川 上 啓 治 君	斎 場 長	齊 藤 つや子 君

職務のため議場へ出席した者

総務課副主幹 渡 辺 哲 也 君

午後 1 時 2 9 分開会

議長（山内弘一君） 皆さんこんにちは。

ただ今から、東葛中部地区総合開発事務組合議会、平成 2 5 年第 1 回定例会を開会いたします。

午後 1 時 2 9 分開議

議長（山内弘一君） 直ちに会議を開きます。

議長（山内弘一君） まず初めに、定例会招集の挨拶並びに事業報告を求めます。秋山浩保管理者。

〔 管 理 者 秋 山 浩 保 君 挨 拶 〕

管理者（秋山浩保君） はい。本日、ここに東葛中部地区総合開発事務組合議会平成 2 5 年第 1 回定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今定例会の開会に当たり、所信の一端を申し述べるとともに、主要な事務事業について御報告いたします。

初めに、みどり園改築等 P F I 事業の進捗状況でございます。

第 2 期工事として計画をしておりました自立推進棟及び居住棟の建設工事でございますが、工事を推進してまいりましたところ、杭工事が完了し、掘削工事に移る段階で埋立処分する土壌について、我孫子市埋立

て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例により土壌調査を実施したところ、基準値の2～3倍のヒ素が検出されました。そのため、所在の監督官庁である我孫子市に相談し、詳細な調査を行った結果、汚染は自然由来による汚染であることが、今月5日に判明をいたしました。地下水の調査も現在行っているところですが、みどり園では地下水利用はないため、利用者、職員とも健康への被害や生活への支障はないとの報告を受けております。しかしながら、土壌汚染対策法により汚染土壌を場外へ搬出する際は、汚染を除去することが必要となっております。

また、工期につきまして、PFI事業者、監督官庁等との協議や土壌汚染調査等により工事が停止したため、現段階では、来年3月の完成予定が、約2か月間遅れることとなりました。

1月末日現在での全体工事における進捗率としましては、42.0パーセントとなっております。

利用者が居住しながらの工事となるため、安全には十分配慮を行い、利用者の生活に支障の出ないようにさらに注意を促して参りたいと考えております。

また、みどり園職員の処遇につきましても、25年度、6年度に係る市に任用替えする職員が振り分けられ、関係市の御協力をいただいております。25年度においては、引継期間でもあり、新たな職員も運営に加わるため、運営に支障のないよう十分な配慮を行ってまいります。

次に、平成25年度の一般会計予算編成でございます。予算編成方針としまして、構成市においても引き続き東日本大震災対策への対応や扶助費などの社会保障費を始めとする経常的な経費が増加しております。

このような中、組合の健全財政確保と関係市からの負担金抑制の観点から、事務事業全般の見直しと、限られた財源を有効に活用するため、事業の重要度・緊急度を十分に検討し、優先度の高いものへ予算を配分したところであります。

しかしながら、みどり園については民営化基本方針に基づくPFI事業の推進、また、ウイングホール柏斎場については施設の維持及び更新を進めていかなければなりません。さらに、両施設において、市民サービスの充実に努めながら、効率的で計画的な運営が求められております。

このような状況の中、PFI事業に要する経費としまして、今回の土壌汚染の処理経費については基金から資金を充てさせていただいております。その他、新居住棟やケアホーム等の建設に伴う公有財産の購入経費、ウイングホール柏斎場の施設維持管理に要する経費等を計上いたしました。その結果としまして、平成25年度当初予算は、前年度比8.4%増の20億3,855万3千円となりました。

主なものとしまして、歳出は、みどり園のPFI事業における居住棟の購入費として約7億6,000万円、先に申しあげました汚染土壌に係る残土処理業務委託に約1億4,000万円がございます。ウイングホール柏斎場は、施設の維持管理も含めた業務委託関係経費に約1億4,000万円、その他火葬炉関係の修繕経費等に約1,400万円を計上いたしました。

また、歳入では、組合債として社会福祉施設整備事業債約5億3,000万円、繰入金としまして財政調整基金及び施設整備基金から合わせて約4億7,000万円を見込んでおりますので、関係市からの市負担金につきましては前年度に比べ約4,600万円の減額となっております。

続きまして、前定例会以降の各事業の取り組みについて報告いたします。

まず、みどり園の関連です。

昨年10月に、男性利用者の方1名が施設から夜間に行方不明となり、職員による搜索をするとともに、我孫子警察署に搜索願の届出を行いました。その結果、6日後に印西警察署から保護したという連絡があり、無事にみどり園に帰ることができました。関係各位には、大変御心配と御迷惑をお掛けし、深くおわびを申し上げます。

今後は、このような事がないよう、夜間の施設管理体制の見直しや当該利用者への支援計画の見直しを実施し、対応しているところです。

地域生活移行訓練につきましては、ケアホーム移行に向け日中活動の充実を目標に実施し、11月にはみどり台自治会のクリーン運動に参加して交流を深めております。今後も引き続き利用者の主体性、自己決定を尊重し実施していく所存でございます。

次に、ウイングホール柏斎場の関連でございます。

昨年11月12日から建物の維持管理及び来場者の利便性の向上を目的とするために、屋上防水等改修工事、内装及びトイレ改修工事を実施しており、今月末日までに完了することとなっております。

今後も、斎場施設を利用される方への利便性の向上とサービスの充実、安全と安心の健全な施設運営に努めてまいりたいと思います。

最後に、職員から提訴されておりました懲戒処分無効確認等請求事件と損害賠償等請求事件の裁判につきましては、昨年12月に判決が出されました。懲戒処分に係る案件は勝訴しましたが、損害賠償の案件は一部主張が認められずに損害賠償金の支払が命じられました。訴訟代理人の助言を受け熟慮した結果、控訴はせず賠償金の支払を済ませました。

今後は、法令遵守のさらなる徹底と職場環境の改善を行い、二度とこのような事のないよう注意を払ってまいります。

本日は、専決処分をした案件の承認や、定数条例等の一部を改正する条例、平成25年度一般会計予算など9議案について御審議いただく予定となっております。議員各位におかれましては、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶並びに事業報告といたします。

議長（山内弘一君） はい、ありがとうございました。

日程に入るに先立ち報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による説明員の出席要求に対し、当局より説明員の職及び氏名の通知がありました。

また、監査委員から平成24年10月分から12月分に関する例月現金出納検査の結果報告がありました。

いずれも各位の御手元に配付の印刷物により、御了承願います。

以上で報告を終わります。

議長（山内弘一君） 日程に入ります。

議長（山内弘一君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は会議規則第4条第1項の規定により、本日1日と定めたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

議長（山内弘一君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決まりました。

議長（山内弘一君） 次に日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第19条の規定により、議長において、関口隆明議員及び川村義雄議員を指名いたします。

議長（山内弘一君） 日程第3、議案を上程いたします。

議案第1号を議題に供します。

〔末尾参照〕

議長（山内弘一君） 説明を求めます。事務局長。

事務局長（池上昌弘君） 議案第1号は、専決処分についてでございます。東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例の一部を改正する条例の制定について専決処分いたしましたので、これを報告し、

承認を求めるものでございます。

議案書の3ページを御覧ください。

これは、地域生活移行訓練ホームみどりの家を一般住宅を借り上げて設置し、宿泊体験や訪問利用を行い、地域生活移行の実現に向けて訓練を実施していましたが、本年1月31日で賃貸借契約が満了したので、廃止したものです。今後は、対象者に対しては、平成26年1月のケアホームの開設に向けて、日中活動を中心とした訓練を実施してまいります。

以上でございます。何卒御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（山内弘一君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。

質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

議長（山内弘一君） ないと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第1号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長（山内弘一君） はい。挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議長（山内弘一君） 日程第4、議案第2号を議題に供します。

〔末尾参照〕

議長（山内弘一君） 説明を求めます。事務局長。

事務局長（池上昌弘君） 議案第2号は、東葛中部地区総合開発事務組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、平成26年度からみどり園が指定管理者制度に移行することに伴い、段階的に職員数が減じることとなるため、職員定数を改めようとするものでございます。

議案書の2ページを御覧ください。

現在の職員定数95人を平成25年4月1日からは62人と、平成26年4月1日からは16人とするものでございます。

なお、平成26年度以後の職員定数は、事務局総務課及びウイングホール柏斎場に配置する職員の定数となります。

以上でございます。何卒御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（山内弘一君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。
発言を許します。
質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

議長（山内弘一君） ないものと認めます。
よって、質疑を打ち切ります。
採決を行います。
議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
〔挙手全員〕

議長（山内弘一君） はい。挙手全員であります。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（山内弘一君） 日程第5、議案第3号を議題に供します。
〔末尾参照〕

議長（山内弘一君） 説明を求めます。事務局長。

事務局長（池上昌弘君） 議案第3号は、東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

組合の経費につきましては、組合の事業により生じる収入その他の収入を充て、不足する分については関係市に分賦し、負担金として頂くこととされております。この条例は、その負担割合を定めるものでございまして、分賦率は、組合の総務費、民生費及び衛生費のそれぞれにつきまして、関係市の人口、財政状況、組合施設の利用状況等の数値をベースに、人口割、財政割、受益割及び均等割で定めた割合により、算出されることとしております。

議案書の2ページを御覧ください。

平成25年度の分賦率につきましては、各号記載のとおり改めるものでございます。なお、変更される箇所につきましては議案書3ページにございます議案資料のとおりでございまして、民生費に関する分賦率につきましては変更はございませんでした。

以上でございます。何卒御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（山内弘一君） はい。説明が終わりましたので質疑に入ります。
発言を許します。
質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

議長（山内弘一君） ないと認めます。
よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（山内弘一君） はい。挙手全員でございます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（山内弘一君） 日程第6、議案第4号を議題に供します。

〔末尾参照〕

議長（山内弘一君） 説明を求めます。事務局長。

事務局長（池上昌弘君） 議案第4号は、東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の2ページを御覧ください。

これは、別表中に定める火葬場使用料を改めようとするものでございます。

今回の改正に当たりましては、区域外居住者の使用料につきましてはコスト負担率110%を基本に見直しを図り、区域内居住者の使用料につきましてはコスト負担率を10%程度に抑えながら改定率50%を限度に改定をすることといたしました。

以上でございます。何卒御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（山内弘一君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。

質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

議長（山内弘一君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（山内弘一君） はい。挙手全員でございます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（山内弘一君） 日程第7、議案第5号を議題に供します。

〔末尾参照〕

議長（山内弘一君） 説明を求めます。事務局長。

事務局長（池上昌弘君） 議案第5号は、平成24年6月に制定された地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、障害者自立支援法

が改正されることとなったため、関係する条例について条文の整理を行うものでございます。

議案書の2ページを御覧ください。

これは、まず、平成25年4月1日から、障害者自立支援法が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と法律名が改められることから、同法を引用している東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例及び東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活介護事業所条例の該当条文を改めるものでございます。

次に、平成26年4月1日から、同法に定める利用者に対する支援体系のうち、共同生活援助と共同生活介護に分けられているサービスが共同生活援助に一元化されることから、東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活介護条例について、条例名、施設の名称等所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。何卒御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（山内弘一君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。

質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

議長（山内弘一君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（山内弘一君） はい。挙手全員でございます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（山内弘一君） 日程第8、議案第6号を議題に供します。

〔末尾参照〕

議長（山内弘一君） 説明を求めます。事務局長。

事務局長（池上昌弘君） 議案第6号は、専決処分についてございまして、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する関係地方公共団体との協議について専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

これは、同総合事務組合の組織団体である大網白里町が平成25年1月1日から大網白里市になったことに伴うものでございます。

以上でございます。何卒御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（山内弘一君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。
発言を許します。
質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

議長（山内弘一君） ないものと認めます。
よって、質疑を打ち切ります。
採決を行います。

議案第6号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長（山内弘一君） はい。挙手全員でございます。
よって、議案第6号は原案のとおり承認されました。

議長（山内弘一君） 日程第9、議案第7号を議題に供します。

〔末尾参照〕

議長（山内弘一君） 説明を求めます。事務局長。

事務局長（池上昌弘君） 議案第7号は、組合議会平成23年第1回定例会において議決を受け、同議会平成23年第3回定例会においてその変更議決を受けました特定事業に係る契約の締結について変更しようとするものでございます。

議案書の2ページを御覧ください。

これは、契約金額のうち、維持管理及び運営に関する費用の平成25年度分に係る金額7,841万6千円を1億1,816万8,400円に改めるものです。

議案書の3ページを御覧ください。

契約変更の理由でございますが、運営引継業務に従事する職員を10名増やすことにより、1年間の引継期間における円滑な業務引継ぎが可能となります。増額する経費の内容は、人件費相当額と事務委託経費等の増額によるもので、4,174万200円の増となります。

これによりまして、契約金額総額は、23億1,612万5,952円となります。

以上でございます。何卒御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（山内弘一君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。
発言を許します。
質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

議長（山内弘一君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第7号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長（山内弘一君） はい。挙手全員でございます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（山内弘一君） 次に日程第10、議案第8号を議題に供します。

〔末尾参照〕

議長（山内弘一君） 説明を求めます。事務局長。

事務局長（池上昌弘君） 議案第8号は、専決処分についてございまして、平成24年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正予算について、専決処分により決めましたので、これを報告し、承認を求めようとするものでございます。

これは、みどり園改築等PFI事業に伴い、土壌調査及び残土処理について措置を講じる必要が生じたため、平成23年度の繰越金を財源に増額補正を行ったものでございます。

議案書の3ページを御覧ください。

補正の内容といたしましては、歳入歳出予算をそれぞれ6,151万2千円増額し、総額を19億4,369万6千円としたものでございます。

詳細は、議案書6ページでございまして、歳入としましては、平成23年度決算におきまして7,308万8千円の繰越金が生じたので、前年度繰越金に補正額6,151万2千円を計上し、総額7,308万8千円としたものです。歳出としましては、民生費障害者支援事業費のPFI事業に要する経費に委託料として、6,151万2千円を補正額として計上し、障害者支援事業費の総額を14億529万6千円としたものでございます。

以上でございます。何卒御賛同賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

議長（山内弘一君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。

質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

議長（山内弘一君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第 8 号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（山内弘一君） はい。挙手全員でございます。
よって、議案第 8 号は原案のとおり承認されました。

議長（山内弘一君） 次に日程第 11、議案第 9 号を議題に供します。
〔末尾参照〕

議長（山内弘一君） 説明を求めます。事務局長。

事務局長（池上昌弘君） 議案第 9 号は、平成 25 年度東葛中部地区総合開発事務組合の一般会計予算を定めようとするものでございます。

平成 25 年度の予算編成に当たっては、管理者挨拶で述べられた方針で臨み、引き続き健全財政を確保し、構成市からの負担金を抑制することを基本に、事務事業全般について見直しを行い、簡素化及び効率化を積極的に推進するとともに、限られた財源を有効に活用するため、重要度・緊急性を十分検討し、優先度の高いものへ予算を重点的に配分していくものとしたしました。

議案書 3 ページを御覧ください。歳入歳出それぞれの額を 20 億 3,855 万 3 千円と定め、款項ごとの金額を第 1 表のとおり定めようとするものでございます。

また、議案書 5 ページの第 2 表のとおり、みどり園改築等 PFI 事業のために、限度額 5 億 2,940 万円の地方債を設定するものでございます。

予算の概要につきましては、お手元の議案資料別冊平成 25 年度一般会計当初予算の概要に沿って説明させていただきます。

まず、歳出につきましては、12 ページ、13 ページでございます。

2 款総務費は、前年度比 129 万 5 千円の減額となりました。これは、給与関係費の微増が見込まれる一方で、訴訟が平成 24 年度に終了し、訴訟関係経費がなくなったことによる委託料の減額等によるものでございます。

3 款民生費は、職員の減員分による給与関係費約 1,190 万円の減額がございましたが、PFI 事業に伴う公有財産購入費と運営管理業務委託及び残土処理等に係る業務委託等で約 2 億 700 万円の増額があるため、前年度比 2 億 7,522 万 5 千円の増額となりました。

4 款衛生費は、前年度比 1 億 2,202 万 6 千円の減額となりました。これは、工事請負費において平成 24 年度に屋上防水工事等の大掛かりな工事や修繕が終了したことによる減額等によるものです。

5 款の公債費は、平成 24 年度に借り受けました社会福祉施設整備事

業債の償還に係る利子分625万円を計上いたしました。

以上と6款予備費により、歳出予算総額20億3,855万3千円となりました。

続きまして、歳入は、4ページ、5ページでございます。

1款分担金及び負担金のうち市負担金は、総額5億615万円で、前年度比で、4,673万円の減額となりました。これは、基金の有効活用を図ったことが要因でございます。障害者福祉費負担金は、3億5,938万6千円となり、施設訓練等支援費負担金が減額となりますが、共同生活介護費負担金及び家賃の増額が見込まれますので、前年度比277万7千円の増となりました。

2款使用料及び手数料は、前年度比461万4千円の増額です。これは、民生使用料が微減となりますが、衛生使用料で火葬場使用料の料金改定による増によるものです。

6款繰入金は、民生費及び衛生費各事業の運営に要するため財政調整基金から9,422万5千円、PFI事業に伴う居住棟及び共同生活介護事業所棟の購入並びに土壌調査及び残土処理に係る経費に要するため施設整備基金から3億7,942万2千円を繰り入れております。

7款繰越金は、2,000万円を見込んでいます。

8款諸収入は、前年度比144万6千円の減額となりました。これは、雑入の減額によるものです。

9款組合債は、前年度比1億3,880万円の増額となります。これは、PFI事業における居住棟及び共同生活介護事業所棟の施設整備費のうち一括払分相当額の社会福祉施設整備事業債5億2,940万円を計上したことによるものです。

以上によりまして、歳入予算総額は、20億3,855万3千円となったものです。

この結果、平成25年度当初の歳入歳出予算総額は、前年度に比べまして1億5,815万4千円の増額、率にいたしまして8.41%の増となっております。

簡単ではありますが主な項目の説明をいたしました。

以上でございます。何卒御賛同賜わりたく、よろしくお願い申し上げます。

議長（山内弘一君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。

ご質問はございませんか。

1番議員（石原重雄君） はい。

議長（山内弘一君） はい、どうぞ。

1番議員（石原重雄君） 1番議員の流山市の副市長石原でございます。

す。今回の予算について、少しだけお伺いいたします。

まずもって、この議会で議論されていた各市の負担金の軽減について、主管者、当局の努力で軽減されていることを大きく評価していきたいと思えます。

1点だけ、昨年度と違って訴訟委任事務の委託料が減少しているという報告を受けました。先程、秋山管理者の方からも訴訟についてですね損害賠償の案件で、一部主張が認められなかったということと併せて損害賠償金が支払われるということがありました。どこの部分が認められなかったのかということと損害賠償金はいくら支払ったのか。これは事務的に事務局長の方で分かりましたらちょっとお知らせをしていただきたいというふうに思えます。以上です。

議長（山内弘一君） 事務局長。

事務局長（池上昌弘君） 訴訟の関係でございますが、平成22年の1月に職員に対しまして、勤務中の労働運動等を対象とした非違行為について懲戒処分を行いました。

これに対しまして、懲戒処分は無効であるという裁判とそれから懲戒処分に至る過程で、所属長の指示に従わないということがあったので業務を止めさせていたところ、それについても違法であるとそれについて損害賠償を払えというような2つの訴訟が提起されました。

これらの訴訟について、対応してまいりましたが、昨年12月14日に千葉地裁松戸支部で判決がございまして、第1の訴訟の懲戒処分の有効性については組合側の主張が認められまして、相手側の主張が退けられました。

ところが、その仕事を一部与えなかったという行為については、人格権の侵害であるというようなことで、損害賠償金として50万円。主張としては、それ以上の金額が求められたのですけども50万円が相当であるというような判決が出ました。これにつきまして、訴訟代理人の弁護士等と相談した結果、事実上の問題、特に職場内で仕事に就かせなかったという事実について認められてしまっているの、上訴しても勝てる見込みがなかなか難しいというような助言をいただきまして、副管理者、管理者とも相談いたしまして控訴しないことといたしました。

それに伴いまして、昨年12月28日に損害賠償金及び損害賠償金の利子相当額を相手方に支払ったものでございます。以上でございます。

議長（山内弘一君） よろしいですか。

1番議員（石原重雄君） はい。

議長（山内弘一君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

ないと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第9号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長（山内弘一君） はい。挙手全員でございます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（山内弘一君） 次に日程第12、一般報告を行います。

お諮りいたします。

一般報告につきましては、別紙印刷物をもって省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山内弘一君） 御異議なしと認めます。

よって、一般報告は別紙印刷物をもって省略いたします。

議長（山内弘一君） 日程第13、一般質問を行います。

質問を許します。

質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山内弘一君） ないものと認めます。

よって、一般質問を終結いたします。

議長（山内弘一君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件等は、すべて議了いたしました。

これを持ちまして、東葛中部地区総合開発事務組合議会平成25年第1回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時05分閉会

会議規則第19条の規定により下記に署名する。

平成25年 3月 7日

議会議長 山 内 弘 一

議会議員 関 口 隆 明

議会議員 川 村 義 雄

資料

平成 2 5 年 2 月 1 8 日

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成 2 5 年第 1 回定例会

議案第 1 号 ~ 議案第 9 号

東葛中部地区総合開発事務組合

専決処分について

地方自治法第292条において準用する第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年 2月18日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山浩保

提案理由

地域生活移行訓練ホームみどりの家を廃止したので提案する。

専決処分書

地方自治法第292条において準用する第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年12月20日

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山浩保

東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例
の一部を改正する条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第3号

東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例の 一部を改正する条例

東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例（平成15年東葛中部地区総合開発事務組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表地域生活移行訓練ホームみどりの家の項を削る。

附 則

この条例は、平成25年2月1日から施行する。

東葛中部地区総合開発事務組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 25 年 2 月 18 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山浩保

提案理由

指定管理者が、みどり園を管理することに伴い、職員定数を改めたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

東葛中部地区総合開発事務組合職員定数条例の一部を
改正する条例

第 1 条 東葛中部地区総合開発事務組合職員定数条例（昭和 36 年
東葛中部地区総合開発事務組合条例第 2 号）の一部を次のように
改正する。

第 2 条中「95 人」を「62 人」に改める。

第 2 条 東葛中部地区総合開発事務組合職員定数条例の一部を次の
ように改正する。

第 2 条中「62 人」を「16 人」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 25 年 4 月 1 日から，第 2 条の規
定は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 25 年 2 月 18 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

提案理由

関係市に分賦する経費の分賦率を改めたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例（平成18年東葛中部地区総合開発事務組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

本則各号を次のように改める。

(1) 総務費に関する分賦率

柏市	100分の55.1
流山市	100分の24.5
我孫子市	100分の20.4

(2) 民生費に関する分賦率

柏市	100分の55.1
流山市	100分の23.6
我孫子市	100分の21.3

(3) 衛生費に関する分賦率

柏市	100分の54.9
流山市	100分の23.4
我孫子市	100分の21.7

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例の一部を改正する
条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

平成 25 年 2 月 18 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

提案理由

斎場使用料の改定を行いたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例の一部を改正する条例

東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例（平成7年東葛中部地区総合開発事務組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「各号の一つ」を「各号の一」に改め、同項第2号中「付属設備」を「附属設備」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「各号の一つ」を「各号の一」に改め、同条第2号中「第5条」を「前条」に改め、「の一つ」を削る。

第9条中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第10条中「したとき、」を「したとき」に改める。

別表中

「

火葬場	15歳以上	1体	2,500円	70,000円
	15歳未満	1体	1,200円	40,000円
	死胎	1体	800円	24,000円
	改葬	1棺	1,500円	38,000円
	四肢	1件	1,000円	18,000円

」

を

「

火葬場	15歳以上	1体	3,700円	82,500円
	15歳未満	1体	1,800円	66,000円
	死胎	1体	1,200円	36,300円
	改葬	1棺	2,200円	38,000円
	四肢	1件	1,500円	33,000円

」

に改める。

別表備考第1項各号列記以外の部分中「この表における」を「この表において」に、「各号の一つ」を「各号の一」に、「居住する者」を「居住するもの」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定はこの条例の施行の日以後の斎場の使用に係る使用料について適用し、同日前の斎場の使用に係る使用料についてはなお従前の例による。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

平成 25 年 2 月 18 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山浩保

提案理由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係する条例について条文の整理をしたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例の一部改正)

第1条 東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例(平成15年東葛中部地区総合開発事務組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活介護事業所条例の一部改正)

第2条 東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活介護事業所条例(平成22年東葛中部地区総合開発事務組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第3条 東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活介護事業所条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活援助事業所条例

第1条中「共同生活介護に係る事業」を「共同生活援助に係る事業」に、「共同生活介護事業」を「共同生活援助事業」に、「共同生活介護事業所」を「共同生活援助事業所」に改める。

第2条の表中「東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活介護事業所みどりの家」を「東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活援助事業所みどりの家」に改める。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 共同生活援助事業

附 則

この条例中第 1 条及び第 2 条の規定は平成 2 5 年 4 月 1 日から、
第 3 条の規定は平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

専決処分について

地方自治法第 292 条において準用する第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

平成 25 年 2 月 18 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山浩保

提案理由

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議したので提案する。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第179条第1項の規定により，次のとおり専決処分する。

平成24年12月 6日

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山浩保

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の
制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて，地方自治法第286条第1項の規定により，関係地方公共団体と協議する。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「いすみ市」を「いすみ市 大網白里市」に、「東庄町 大網白里町」を「東庄町」に改める。

別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項，第3条第1項第2号に掲げる事務の項，第3条第1項第3号に掲げる事務の項及び第3条第1項第4号に掲げる事務の項中「いすみ市」を「いすみ市 大網白里市」に，「東庄町 大網白里町」を「東庄町」に改め，同表第3条第1項第5号に掲げる事務の項，第3条第1項第6号に掲げる事務の項，第3条第1項第7号に掲げる事務の項及び第3条第1項第8号に掲げる事務の項中「いすみ市」を「いすみ市 大網白里市」に，「神崎町 大網白里町」を「神崎町」に改め，同表第3条第1項第9号に掲げる事務の項，第3条第1項第10号に掲げる事務の項，第3条第1項第11号に掲げる事務の項，第3条第1項第13号に掲げる事務の項及び第3条第1項第14号に掲げる事務の項中「いすみ市」を「いすみ市 大網白里市」に，「東庄町 大網白里町」を「東庄町」に改める。

附 則

この規約は，平成25年1月1日から施行する。

「特定事業に係る契約の締結について」の一部変更について

組合議会平成23年第1回定例会において議決を受けた「特定事業に係る契約の締結について」(議案第3号)(組合議会平成23年第3回定例会において変更議決済み(議案第1号))の一部を次のとおり変更する。

平成25年2月18日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山 浩 保

提案理由

みどり園改築等PFI事業に係る特定事業契約の契約金額を増額したいので提案する。

組合議会平成23年第1回定例会において議決を受けた「特定事業に係る契約の締結について」(議案第3号)(組合議会平成23年第3回定例会において変更議決済み(議案第1号))の一部を次のとおり変更する。

契約金額の項中「78,416,000円」を「118,168,400円」に改める。

専決処分について

地方自治法第292条において準用する第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年 2月18日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山浩保

提案理由

みどり園改築等PFI事業に伴い、土壌調査及び残土処理について、必要な措置を講じるため増額補正したので提案する。

専決処分書

地方自治法第292条において準用する第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年12月20日

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山 浩 保

平成24年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補
正予算について

平成24年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正予算を
次のとおり定める。

平成24年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補
正予算（第2号）

平成24年度東葛中部地区総合開発事務組合の一般会計補正予算
（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61,512千円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,943,
696千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」
による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		11,576	61,512	73,088
	1 繰越金	11,576	61,512	73,088
歳 入 合 計		1,882,184	61,512	1,943,696

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		1,343,784	61,512	1,405,296
	1 社会福祉費	1,343,784	61,512	1,405,296
歳 出 合 計		1,882,184	61,512	1,943,696

平成 25 年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算について

平成 25 年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算を次のとおり定める。

平成 25 年 2 月 18 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

平成25年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算

平成25年度東葛中部地区総合開発事務組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,038,553千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入 (単 位 千 円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		865,536
	1 負担金	865,536
2 使用料及び手数料		139,400
	1 使用料	135,784
	2 手数料	3,616
3 県支出金		1
	2 県委託金	1
4 財産収入		177
	1 財産運用収入	177
5 寄附金		1
	1 寄附金	1
6 繰入金		473,647
	1 基金繰入金	473,647
7 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
8 諸収入		10,391
	2 雑入	10,391
9 組合債		529,400
	1 組合債	529,400
歳 入 合 計		2,038,553

歳 出 (単 位 千 円)

款	項	金 額
2 総務費		89,497
	1 総務管理費	89,440
	2 監査委員費	57

(単位 千円)

款	項	金額
3 民生費		1,619,009
	1 社会福祉費	1,619,009
4 衛生費		313,797
	1 保健衛生費	313,797
5 公債費		6,250
	1 公債費	6,250
6 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		2,038,553

第 2 表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
みどり園改築等 P F I 事業	529,400	普通貸借又は債券発行	年 5.0 % 以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金についてはその融資条件により、銀行その他の資金についてはその債権者との協定による。ただし、組合財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。